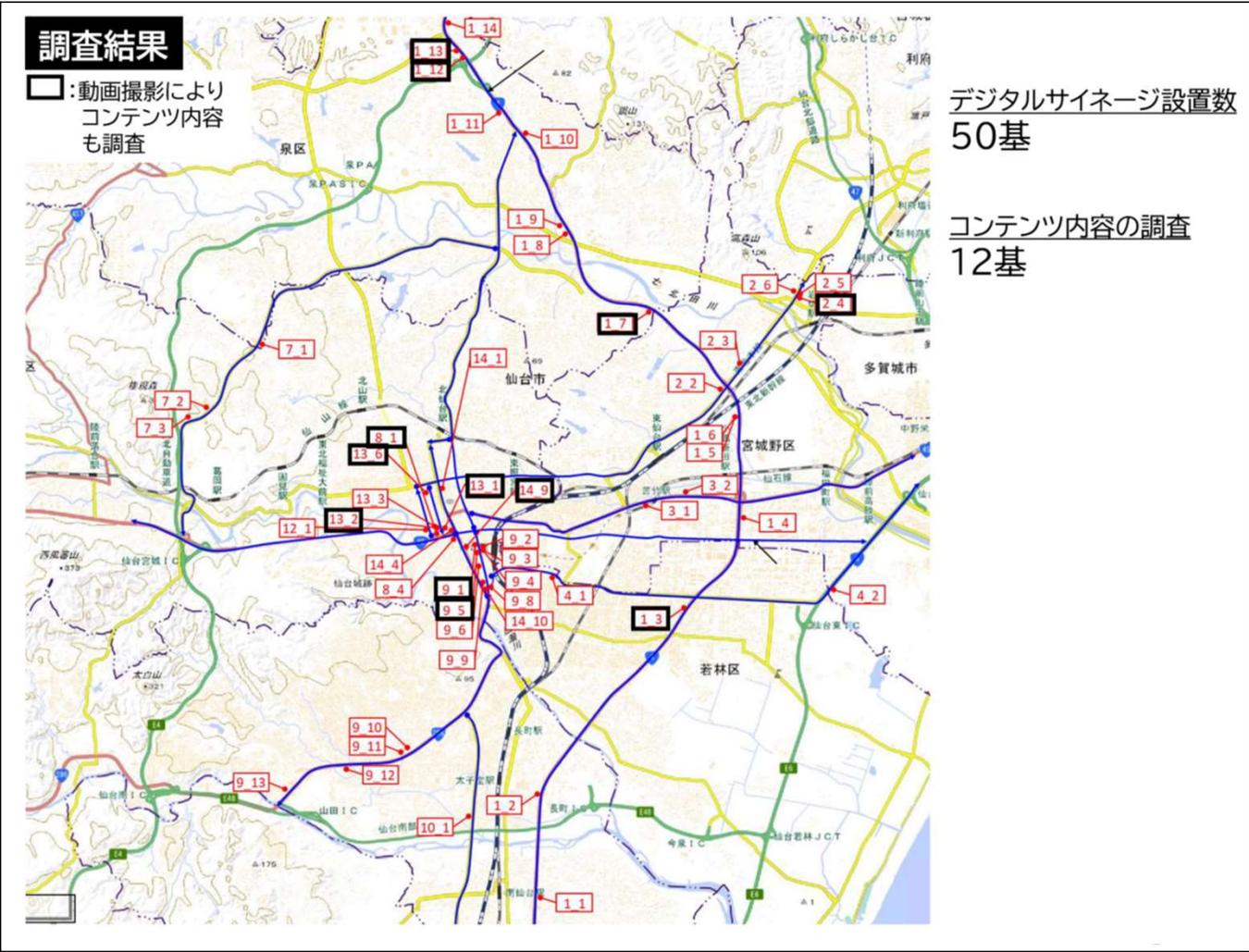


# デジタルサイネージによる 屋外広告物のあり方について

令和6年度第2回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会

# 令和6年度第1回屋外広告物部会の内容について（振り返り）

- 仙台市におけるDSの設置状況（市内幹線道路における設置状況）



令和6年度第1回  
屋外広告物部会資料より

# 令和6年度第1回屋外広告物部会の内容について（振り返り）

- 仙台市におけるDSの設置状況（市内幹線道路における設置状況）



令和6年度第1回  
屋外広告物部会資料より

# 令和6年度第1回屋外広告物部会の内容について（振り返り）

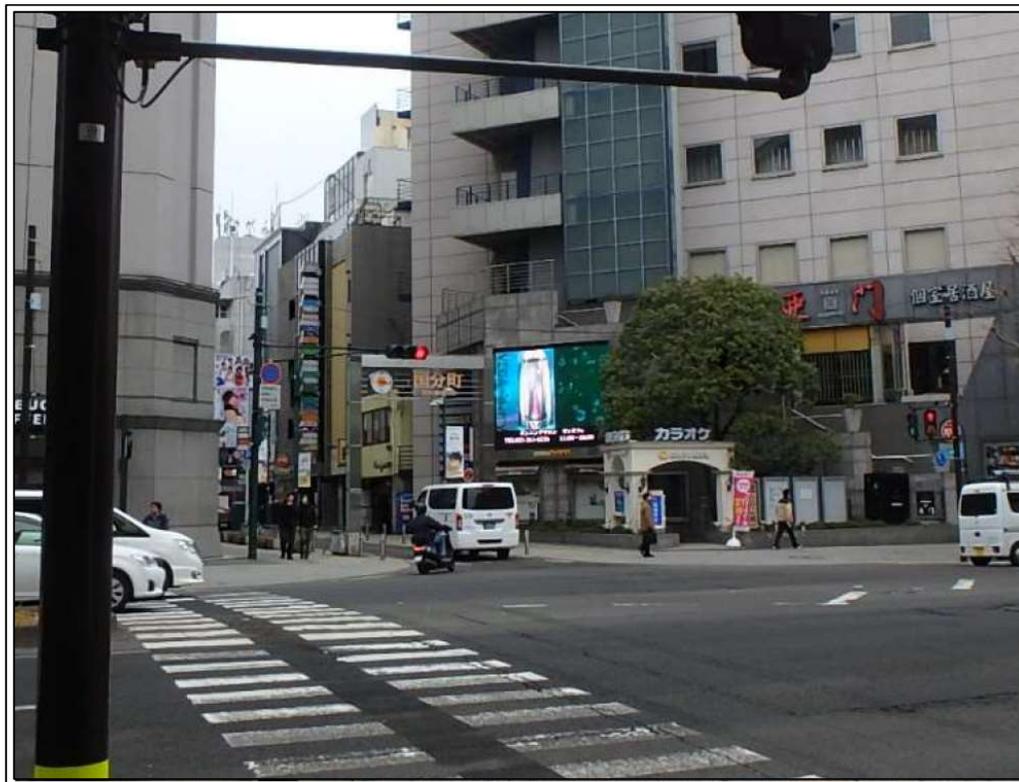
- 仙台市におけるDSの設置状況（市内幹線道路における設置状況）



令和6年度第1回  
屋外広告物部会資料より

# 令和6年度第1回屋外広告物部会の内容について（振り返り）

- 仙台市におけるDSの設置状況（市内幹線道路における設置状況）



令和6年度第1回  
屋外広告物部会資料より

# 令和6年度第1回屋外広告物部会の内容について（振り返り）

- 他都市におけるDSへの対応状況

## 他都市におけるデジタルサイネージへの対応について

### <対象>

- 政令市（仙台市除く）+東京都 計20都市

### <状況>

- 条例等でデジタルサイネージを規制している都市：18都市
  - \*デジタルサイネージのほか、映像装置、可変表示式広告などと記載
- 手法：
  - 屋外広告物条例 16都市
  - 景観計画 3都市
  - ガイドライン 4都市
  - 要綱等 2都市
  - \*条例+ガイドラインなど、手法をあわせて定めている都市もある

### <参考>

- 仙台市では条例上の「特殊照明装置」等として以下のとおりデジタルサイネージを規制
  - 掲出できないエリア：広告物モデル地区や広告物景観地域（一部を除く）
  - 掲出できない広告物：移動広告物
  - \*その他エリア、広告物では許可基準を満たせば掲出可

# 今回の内容

～検討の流れ～

現況把握	仙台市におけるDSの設置状況の把握
問題把握	DSによる問題の把握（想定）
課題設定	DSにかかる課題の設定
方向性検討	DSに対する規制や誘導の方向性の検討（規制や誘導を行う項目）
内容検討	DSに対する規制や誘導の具体的内容（基準）、位置づけ（条例orガイドライン等）などの検討
実施に向けた準備	条例、ガイドライン作成作業等

前回  
部会

今回  
部会

# 問題把握 (想定)

## デジタルサイネージの特徴

一般広告物	特殊照明装置	デジタルサイネージ	プロジェクションマッピング
 <p>内照広告</p>	 <p>ネオン管の露出したネオンサイン</p>	 <p>光源の点滅で文字情報を表示</p> <p>光源の点滅で映像を表示</p>	 <p>立体的な表示が可能だが表示面自体は点滅しない</p>
 <p>外照広告</p>	 <p>光源の点滅する電飾装置</p>		

## 問題把握（想定）

# デジタルサイネージの特徴

### <良い点>

- 光による多様な表現により、賑わい創出に寄与
- 光、動き、音等を伴うことで、従来広告と比べて目にとまりやすい  
（情報伝達性に優れている）
- 可変性を活かし、観光や防災等の各種情報の提供が可能 etc

### <懸念>

- 周辺環境との不調和により景観を阻害する恐れがある
- 光、動き、音等を伴うことで、従来広告と比べて目にとまりやすい  
（情報を必要としていない人に対しても情報を伝達）
- 住環境や交通安全性、夜間景観に悪影響を及ぼす恐れがある etc

## 問題把握（想定）

- ・眺望景観の阻害
- ・住環境の阻害
- ・風致の阻害
- ・交差点付近での危険性
- ・信号機付近での危険性

## 問題把握（想定） ～眺望景観の阻害

### □対象

仙台城址からの眺望

### □現状の規制

一部の景観重点区域、景観地区では、DSの設置が可能

### □問題

仙台城址から見えるようにDSが設置された場合、眺望景観が阻害される恐れ

## 問題把握（想定）

## ～住環境の阻害（住宅街の景観阻害）



□対象  
住宅街

□現状の規制  
第一種低層住居専用地域を除く住居系用途地域では、DSの設置が可能

□問題  
住宅街の中にDSが設置された場合、住環境が阻害される恐れ

## 問題把握（想定）

## ～風致の阻害（自然景観阻害）



### □対象

自然の多いエリア

### □現状の規制

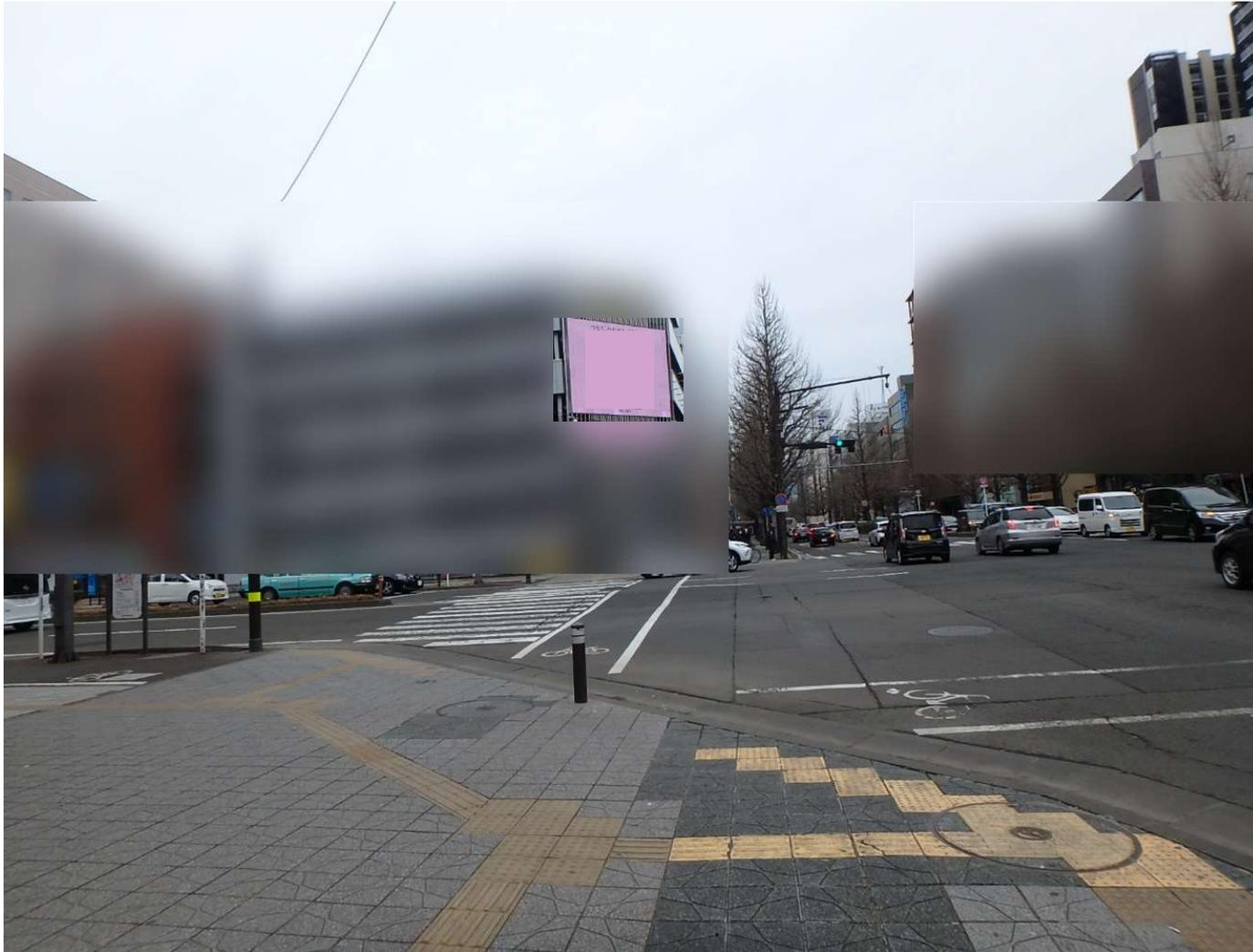
市街化調整区域、都市計画区域外は第一種許可地域であり、DSの設置が可能

### □問題

自然の中にDSが設置された場合、風致が阻害される恐れ

## 問題把握（想定）

## ～交差点付近での危険性



□対象  
交差点

□現状の規制  
一部景観重点区域、一部景観  
地区、禁止地域を除き、交差点  
でDSの設置が可能

□問題  
右折時などにドライバーの視  
界に入る位置にDSが設置された  
場合、わき見をして対向車や歩  
行者を見落とす恐れ

## 問題把握（想定） ～信号機付近での危険性

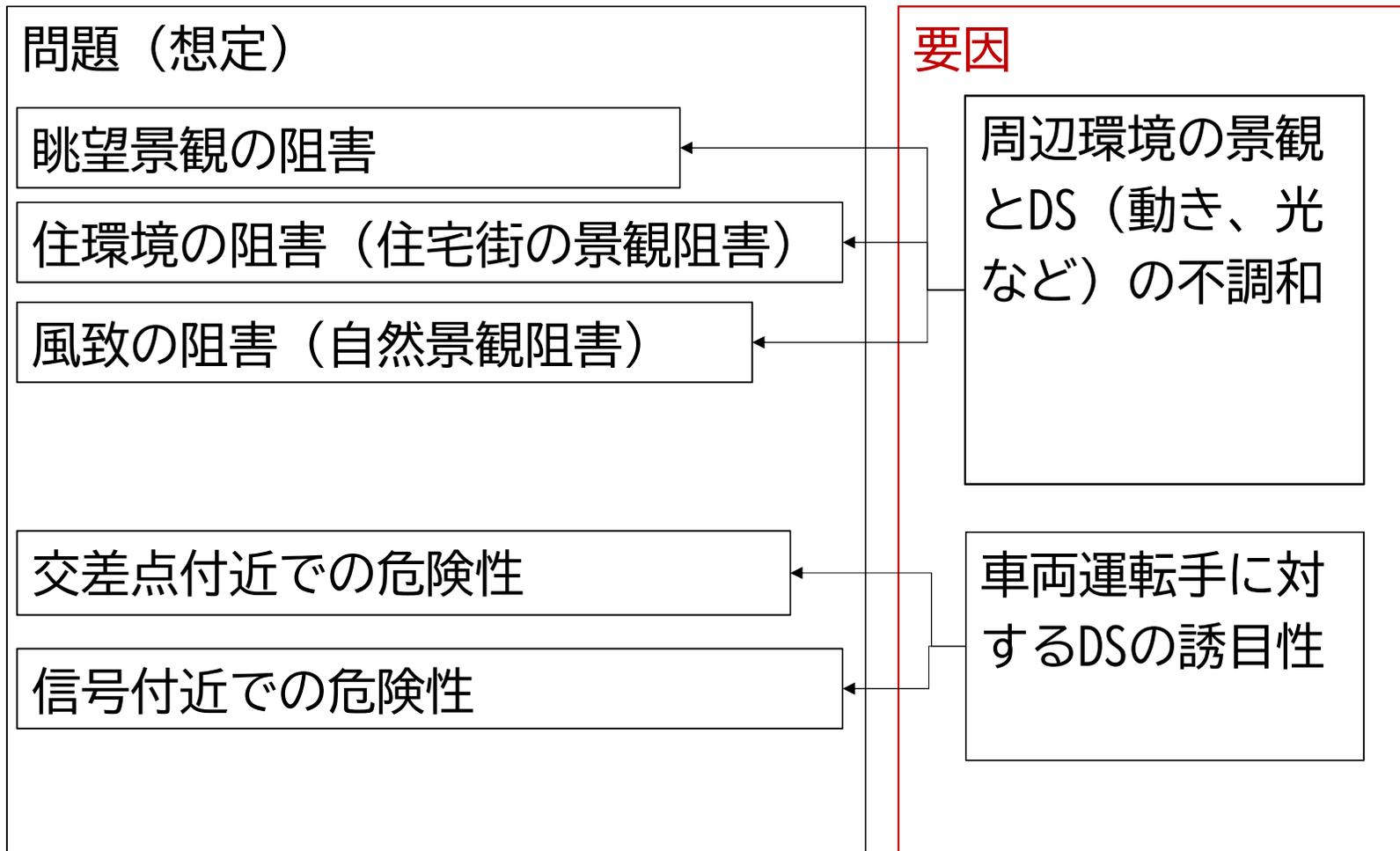


□対象  
信号機付近

□現状の規制  
一部景観重点区域、一部景観  
地区、禁止地域を除き、信号機  
付近でDSの設置が可能

□問題  
信号機付近にデジタルサイ  
ネージが設置された場合、DSが  
信号機誤認や見落としをする恐れ

## 問題把握（想定）



# 課題設定

## 問題（想定）

眺望景観の阻害

住環境の阻害（住宅街の景観阻害）

風致の阻害（自然景観阻害）

交差点付近での危険性

信号付近での危険性

## 要因

周辺環境の景観とDS（動き、光など）の不調和

車両運転手に対するDSの誘目性

## 課題

課題①

周辺環境の景観との調和を乱すDSの制限

課題②

車両運転手の視認を誘引するDSの制限

## 方向性検討

### 課題①

周辺環境の景観との調和を乱すDSの制限

### 方向性①-1

仙台城址等主要な地点からの眺望景観を阻害しないよう制限範囲や基準を検討する

### 事例：眺望景観にかかる規制

	名古屋市
範囲	天守閣から1km以内（名古屋城眺望景観保全エリア）
内容	DS設置不可（上端高さ20m以下、表示面積10㎡以下、天守閣から視認されないものを除く）
位置づけ	名古屋市屋外広告物条例

# 方向性検討

課題①  
周辺環境の景観との調和を乱すDSの制限



方向性①-2  
住環境や風致を阻害しないため、DSの設置を禁止するエリアを検討する。

## 事例：住居系用途地域、自然系エリアにおける設置規制

	横浜市	名古屋市
対象	住居専用地域、市街化調整区域	住居専用地域、用途地域の指定のない区域、風致地区、特別緑地保全地区
規制内容	DS設置不可	DS設置不可（0.5㎡以下の管理用広告物を除く）
位置づけ	横浜市屋外広告物条例	名古屋市屋外広告物条例

## 方向性検討

### 課題①

周辺環境の景観との調和を乱すDSの制限

### 方向性①-3

DSの設置が可能なエリアにおいても、景観を阻害しないよう、DSの大きさや明るさ等の基準を検討する

### 事例：大きさの基準

	横浜市	名古屋市
対象	住居専用地域、市街化調整区域以外の用途地域	住居地域
内容	DSの方がそれ以外の広告物よりも基準が厳しい（DSの方がDS以外の広告物より4倍厳しい）	DSの方がそれ以外の広告物よりも基準が厳しい（壁面広告の例：DSの場合5㎡以下、DS以外の場合30㎡以下）
位置づけ	横浜市屋外広告物条例	名古屋市屋外広告物条例

## 方向性検討

### 事例：輝度の制限

	さいたま市	名古屋市
内容	<p>エリアごとに19～5時について規制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・田園系エリア：原則禁止。発光させる場合は400cd/m<sup>2</sup>以下</li><li>・住宅地系エリア：原則禁止。発光させる場合は800cd/m<sup>2</sup>以下</li><li>・商業地系、工業地系エリア：1,000cd/m<sup>2</sup>以下</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住居系：夜は800cd/m<sup>2</sup>以下、昼は3,000cd/m<sup>2</sup>以下</li><li>・商工業系：夜は1,000cd/m<sup>2</sup>以下、昼は3,000cd/m<sup>2</sup>以下。</li></ul>
位置づけ	さいたま市デジタルサイネージガイドライン	名古屋市デジタルサイネージガイドライン

# 方向性検討

課題②  
 車両運転手の視認を誘発するDSの制限

方向性②-1  
 歩行者等の見落としが発生しないよう交差点付近においてDSの制限範囲や基準を検討する

## 事例：交差点内における設置規制

	横浜市	名古屋市	福岡市
範囲	信号機がある4車線以上の交差点付近の一定範囲	信号機がある交差点の一定範囲	信号機がある4車線以上の交差点付近の一定範囲
内容	DS設置不可	商業系地域：下端が15m未満のDS設置不可 上記以外：設置不可	下端が10m未満のDS設置不可
位置づけ	横浜市屋外広告物条例	名古屋市屋外広告物条例	福岡市屋外広告物条例

# 方向性検討

## 課題②

車両運転手の視認を誘発するDSの制限

## 方向性

歩行者等の見落としが発生しないよう交差点付近においてDSの制限範囲や基準を検討する

### 事例：交差点内における設置規制

	横浜市	名古屋市	福岡市
範囲	①の道路区域	信号機のある交差点	① 停止線から30m
内容	装置が規制をす。	信号機のある交差点	② 道路境界線から30m
位置づけ	停止線	道路境界線、歩車道境界線	停止線

## 方向性検討

### 課題②

車両運転手の視認を誘発するDSの制限

### 方向性②-2

信号機誤認等が発生しないよう信号機付近において制限範囲や基準を検討する

### 事例：信号機付近での設置規制

#### 名古屋市

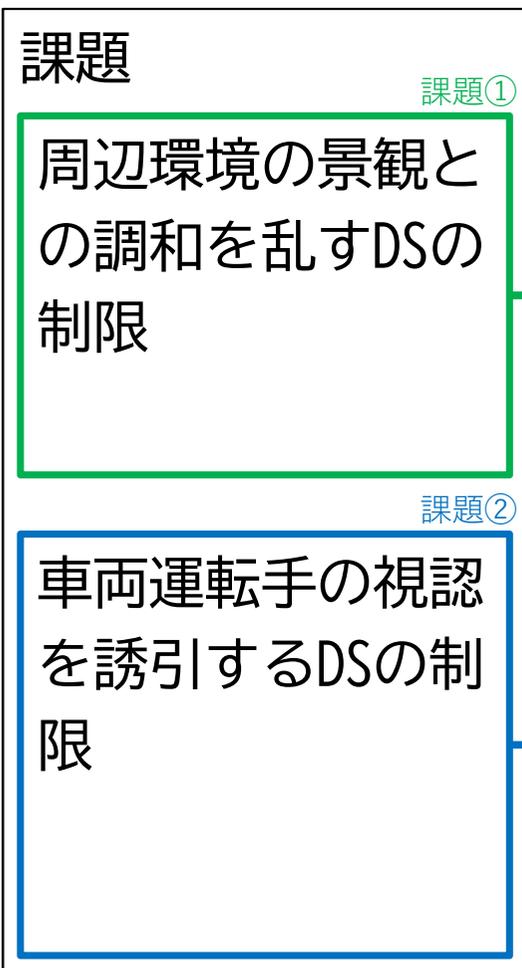
規制内容

DSの表示面は信号機から5m以上離れていること

位置づけ

名古屋市屋外広告物条例

# 方向性検討（まとめ）



## 方向性

方向性①-1

仙台城址等主要な地点からの眺望景観を阻害しないよう制限範囲や基準を検討する

方向性①-2

住環境や風致を阻害しないため、設置を禁止するエリアを検討する。

方向性①-3

商業地域等においても景観を阻害しないよう、大きさや明るさ、動く速さ等の基準を検討する

\*一部を除く景観重点地区および景観地区においてDSを制限済み（設置禁止）

方向性②-1

歩行者等の見落としが発生しないよう交差点付近において制限範囲や基準を検討する

方向性②-2

信号機誤認等が発生しないよう信号機付近において制限範囲や基準を検討する

\*車両へのDS設置は制限済み（設置禁止）

# 今後の検討について

～検討の流れ～

現況把握	仙台市におけるDSの設置状況の把握
問題把握	DSによる問題の把握（想定）
課題設定	DSにかかる課題の設定
方向性検討	DSに対する規制や誘導の方向性の検討（規制や誘導を行う項目）
内容検討	DSに対する規制や誘導の具体的内容（基準）、位置づけ（条例orガイドラン等）などの検討
実施に向けた準備	条例、ガイドライン作成作業等

前回  
部会

今回  
部会

次回  
部会